

令和2年11月24日 開 会

令和2年11月24日 閉 会

令和2年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和2年第9回(11月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	11月24日	火	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号（ 11月24日 ）	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明（議案第63号～議案第64号）	4
質疑・討論・採決（議案第63号～議案第64号）	5
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7
閉 会	7

川南町告示第159号

令和2年第9回(11月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月19日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 令和2年11月24日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	竹本 修 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	中村 昭人 君	12番	福岡 仲次 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和2年第9回(11月)川南町議会臨時会会議録

令和2年11月24日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和2年11月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(中津 克司・蓑原 敏朗)
- 日程第4 議案第63号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第64号 川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益男 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

ただ今から令和2年第9回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中津 克司君及び蓑原 敏朗君を指名します。

日程第4、議案第63号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第64号川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

議案第63号及び議案第64号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第63号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を参考に、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第64号は、一般職の職員の給与改定に準じて、川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上2議案、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（新倉 好雄君） 議案第63号及び議案第64号につきまして、その補足説明を

申し上げます。

議案第63号は、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の支給率の引き下げ、年間0.05月分を行うものであります。主な規定につきまして第1条は、本年12月の期末手当の支給率を100分の130から100分の125に引き下げて支給するものです。第2条は、令和3年度以降の期末手当の支給率を均等とするため、100分の127.5とするものです。この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に議案第64号は、一般職の職員の給与改定に準じて、川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をするものです。第1条及び第3条につきましては、本年12月の期末手当の支給率を100分の170から100分の165に引き下げて支給するものです。第2条及び第4条は、一般職の職員に準じ期末手当の支給割合を均等にするため、100分の167.5とするものです。この条例は、第1条及び第3条につきましては公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第63号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について伺います。職員の給与に関する条例ですので、職員組合との協議はされたのか伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

職員組合との協議は、11月13日に行っております。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時07分休憩

.....
午前9時30分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第63号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第63号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対する立場から討論します。

今回の人事院勧告に基づく賃下げ案に反対です。

人事院は、2020年度の国家公務員一般職の一時金にあたる期末勤勉手当の年間支給月数について、前年度より0.05か月少ない4.45か月とするよう国会と内閣に勧告しました。賃下げは10年度以来10年ぶりです。新型コロナ感染拡大に伴う景気減退などを背景に民間企業の一時金水準が公務員を下回ったためとしています。コロナ禍で奮闘する公務員労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けるものです。人事院が6月から7月に実施した調査によると、民間の支給月数は4.46か月でした。国家公務員の月給改定については、民間実態調査がコロナ禍で遅れた影響で追加で行う方針です。一時金と勧告時期がずれるのは初めてです。新型コロナ感染が拡がり、終息が見通せない中、国が行うべきは感染拡大防止と窮地にある国民生活と命を守る政策です。しかし、菅首相は、まずは自助を掲げ、規制改革を全力で進めるなど社会保障への国の責任を放棄し、行政のデジタル化を進めるなど、自治体のあり方も変質させようとしています。相次ぐ自然災害やコロナ対応で地方自治体、公務公共サービスの役割が重要になっています。今こそ憲法を活かし、住民の命と暮らしを守り切る自治体の役割を果たすため、直営・正規での公務公共サービスの拡充、職員が安心して働ける職場環境をつくる時ではないでしょうか。財源がないというのであれば、思いやり予算などの米軍関連経費や政党助成金の廃止、法人税減税や証券優遇税などをやめることで財源は生み出せます。コロナ危機と昨年の消費税増税等により冷え込んだ消費需要を拡大し、経済的危機を打開するためには、賃金引上げが必要です。生計費原則に基づき改善すべきときです。今回の改正案に反対します。よって議案第63号に反対します。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第63号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第63号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第64号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第64号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和2年第9回川南町議会臨時会を閉会します。

午前9時37分閉会
